

第6号様式別表5の6の3記載の手引

1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、法第72条の2第1項第1号イ若しくは第3号イに掲げる法人又は同項第4号に掲げる事業を行う法人が、法附則第9条第13項又は第14項（これらの規定を同条第15項及び第16項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。以下同じです。）の規定による控除を受ける場合（令和4年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度において同条第13項又は第14項の適用を受ける場合に限り、）に記載し、事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）所在地の都道府県知事に、第6号様式別表5の2に併せて提出してください。
- (2) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業及び同項第4号に掲げる事業のうち2以上の事業を併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る「報酬給与額⑤」から「付加価値額からの控除額⑥」までの各欄の金額等について、計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。
- (3) この明細書の①から⑭までの各欄については、おおむね法人税の明細書（別表6(24)）に記載した1から14まで及び20並びに法人税の明細書（別表6(24)付表1）に記載した1から19までの各欄に記載したところに準じて記載します。

2 各欄の記載のしかた

欄等	記載のしかた	留意事項
1 「第1号 ・ 法第72条の2第1項第3号 ・ 第4号 に掲げる事業」	事業の区分に応じ、「第1号」、「第3号」又は「第4号」のいずれかを○印で囲んでください。	
2 「適用可否 ③」	次に掲げる場合のいずれかに該当する場合に「可」と記載します。 (1) ①の欄の金額が10億円以上であり、かつ、②の数が1,000人以上である場合で、政令附則第6条の2第4項に規定する事項を公表している場合（同条第5項に規定する書類の写しの添付がある場合に該当する場合に限り、） (2) ②の数が2,000人を超える場合で、政令附則第6条の2第4項に規定する事項を公表している場合（同条第5項に規定する書類の写しの添付がある場合に該当する場合に限り、） (3) ①の欄の金額が10億円未満であり、かつ、②の数が2,000人以下である場合 (4) ②の数が1,000人未満である場合 (5) 中小企業者等が法附則第9条第14項の規定の適用を受ける場合	(1) 法附則第9条第13項の規定による控除は、⑦の数値が100分の3（同条第14項の規定による控除の場合、⑩の数値が100分の1.5）以上であることも必要です。 (2) (2)については、令和6年4月1日以後に開始する事業年度に限り、 (3) (5)については、令和7年4月1日以後に開始する事業年度に限り、
3 「国内雇用者に対する給与等の支給額 ②」、「②の給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額 ③」及び「③のうち雇用安定助成金額 ④」	②の月数が6月に満たない場合であって、当該月数が適用年度（租税特別措置法第42条の12の5第5項第4号に規定する適用年度をいいます。以下同じです。）の月数に満たないときは、租税特別措置法施行令第27条の12の5第18項第2号イに規定する前一年事業年度（同号イの前事業年度を除きます。）の損金の額に算入される給与等（租税特別措置法第42条の12の5第5項第3号に規定する給与等をいいます。以下同じです。）の支給額、その給与等に充てるため租税特別措置法第42条の12の5第1項第2号イに規定する他の者から支払を受ける金額又は租税特別措置法第42条の12の5第5項第6号イに規定する雇用安定助成金額を、各欄の上段にそれぞれ外書として記載してください。	
4 「適用年度の月数/②の前事業年度の月数 ⑤」	②の月数が6月に満たない場合であって、当該月数が適用年度の月数に満たないときは、「②の前事業年度の月数」とあるのは、「前一年事業年度等の月数の合計数」として計算してください。	
5 「比較雇用者給与等支給額 ⑥」	(1) ②の月数が6月に満たない場合であって、当該月数が適用年度の月数に満たないときは、「②-③+④」とあるのは、「(②+(②の外書))- (③+(③の外書))+ (④+(④の外書))」として計算してください。 (2) 租税特別措置法施行令第27条の12の5第19項又は第20項の規定によりみなされた同条第12項又は第14項の規定の適用を受ける場合には、租税特別措置法第42条の12の5第5項第11号に規定する比較雇用者給与等支給額を記載します。	
6 「調整比較雇用者給与等支給額 ⑦」	(1) ②の月数が6月に満たない場合であって、当該月数が適用年度の月数に満たないときは、「②-③」とあるのは、「(②+(②の外書))- (③+(③の外書))」として計算してく	

	<p>ださい。</p> <p>(2) 租税特別措置法施行令第27条の12の5第19項又は第20項の規定によりみなされた同条第12項又は第14項の規定の適用を受ける場合には、租税特別措置法施行令第27条の12の5第21項（第2号に係る部分に限ります。）の規定により計算した租税特別措置法第42条の12の5第5項第6号ロに掲げる金額を記載します。</p>	
7 「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算」の各欄	<p>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるところにより、記載します。</p> <p>(1) 当該適用年度の月数と、㉘の欄の2の欄の月数とが同じ場合 ㉘の欄から㉚の欄までの3の各欄は記載する必要はありません。</p> <p>(2) ㉘の欄の2の欄の月数が当該適用月数に満たない場合 ㉙の欄から㉚の欄までの2の各欄は記載する必要はありません。</p> <p>(3) ㉘の欄の2の欄の月数が当該適用月数を超える場合 ㉘の欄から㉚の欄までの3の各欄は記載する必要はなく、㉚の欄の2の欄には、㉙の欄の2の欄の金額のうち租税特別措置法施行令第27条の12の5第7項第2号ロに規定する前事業年度特定期間に対応する金額を記載します。</p>	法附則第9条第13項の規定の適用を受ける場合に記載します。
8 「継続雇用者に対する給与等の支給額 ㉙」	<p>損金の額に算入される租税特別措置法第42条の12の5第5項第4号に規定する継続雇用者に対する給与等の支給額を記載します。</p>	
9 「㉚のうち所得等課税事業に係る額又は㉚×㉔/㉗ ㉔」	<p>(1) ㉚のうち法第72条の2第1項第1号に掲げる事業（事業税を課されない事業を除きます。以下「所得等課税事業」といいます。）に係る額を記載します。</p> <p>(2) (1)の計算が困難であるときは、㉚の欄の金額に㉔の欄の従業者数を㉗の欄の従業者数で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(3) (2)の場合において、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。</p>	
10 「㉚のうち収入金額等課税事業に係る額又は㉚×㉕/㉗ ㉕」	<p>(1) ㉚のうち法第72条の2第1項第3号に掲げる事業（以下「収入金額等課税事業」といいます。）に係る額を記載します。</p> <p>(2) (1)の計算が困難であるときは、㉚の欄の金額に㉕の欄の従業者数を㉗の欄の従業者数で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(3) (2)の場合において、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。</p>	
11 「㉚のうち特定ガス供給業に係る額又は㉚×㉖/㉗ ㉖」	<p>(1) ㉚のうち法第72条の2第1項第4号に掲げる事業（以下「特定ガス供給業」といいます。）に係る額を記載します。</p> <p>(2) (1)の計算が困難であるときは、㉚の欄の金額に㉖の欄の従業者数を㉗の欄の従業者数で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(3) (2)の場合において、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。</p>	
12 「控除対象額㉓」	<p>(1) 事業税を課されない事業若しくは法第72条の2第1項第2号に掲げる事業（以下「事業税を課されない事業等」といいます。）、所得等課税事業、収入金額等課税事業又は特定ガス供給業のうち、複数の事業を併せて行う法人が、次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。</p> <p>(イ) 所得等課税事業を行う法人で、労働者派遣等をしていない法人 ㉕の欄の金額に㉔の欄の金額を㉚の欄の金額で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(ロ) 所得等課税事業を行う法人で、労働者派遣等をした法人 ㉙の欄の金額に㉔の欄の金額を㉚の欄の金額で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(ハ) 収入金額等課税事業を行う法人で、労働者派遣等をしていない法人 ㉕の欄の金額に㉔の欄の金額を㉚の欄の金額で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。</p>	

	<p>(ニ) 収入金額等課税事業を行う法人で、労働者派遣等をした法人 ㉓の欄の金額に㉔の欄の金額を㉕の欄の金額で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(ホ) 特定ガス供給業を行う法人で、労働者派遣等をしていない法人 ㉖の欄の金額に㉗の欄の金額を㉘の欄の金額で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(ハ) 特定ガス供給業を行う法人で、労働者派遣等をした法人 ㉙の欄の金額に㉚の欄の金額を㉛の欄の金額で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(2) この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。</p>	
<p>13 「国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数㉜」、「国内における収入金額等課税事業に係る期末の従業者数㉝」、「国内における特定ガス供給業に係る期末の従業者数㉞」及び「国内における事務所又は事業所の期末の従業者数㉟」</p>	<p>次に掲げる場合に該当する場合には、㉜の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所等の従業者のうち所得等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を記載し、㉝の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所等の従業者のうち収入金額等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を記載し、㉞の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所等の従業者のうち特定ガス供給業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を記載し、㉟の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所等の従業者のうち所得等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所等の従業者のうち収入金額等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所等の従業者のうち特定ガス供給業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数及び当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所等の従業者のうち事業税を課されない事業等に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数とを合計した数を記載します。</p> <p>(1) 所得等課税事業、収入金額等課税事業又は特定ガス供給業（以下「所得等課税事業等」といいます。）を行う法人が事業年度の中途において事業税を課されない事業等を開始した場合</p> <p>(2) 事業税を課されない事業等を行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業等を開始した場合</p> <p>(3) 所得等課税事業等と事業税を課されない事業等とを併せて行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業等又は事業税を課されない事業等を廃止した場合</p>	<p>従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除した数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とします。</p>
<p>14 「付加価値額からの控除額㊱」</p>	<p>(1) 次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。</p> <p>(イ) 事業税を課されない事業等、所得等課税事業、収入金額等課税事業又は特定ガス供給業のうち複数の事業を併せて行う法人 ㊲の欄の金額に、㊳の欄の率を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(ロ) (イ)に掲げる法人以外の法人で、労働者派遣等を行う法人 ㊴の欄の金額に、㊵の欄の率を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(ハ) その他の法人 ㊶の欄の金額に、㊷の欄の率を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(2) この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。</p>	